委　託　契　約　書

　高根沢町（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　について次の事項により委託契約を締結する。

　（委託）

第１条　発注者は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理（実施）を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

　(1)

　(2)

　(3)

　（委託期間）

第２条　この契約による委託期間は、令和　　（　　）年　　月　　日から令和　　（　　）年　月　日までとする。

　（委託料）

第３条　委託料は、金　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額 　　　　　円）とする。

　（契約保証金）

第４条　発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

　（委託業務の処理方法）

第５条　受注者は、仕様書及び発注者が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

　（報告及び検査）

第６条　受注者は、委託業務完了後、実績報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

２　発注者は、受注者から前項の実績報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に実績報告書の内容を検査しなければならない。

　（委託料の請求及び支払）

第７条　受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に委託料を請求するものとする。

２　発注者は、受注者が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

　（損害賠償）

第８条　受注者が委託業務に関して発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償する責めを負うものとする。また、第三者に損害を与えたときも、同様とする。

　（秘密の保持）

第９条　受注者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　（調査等）

第10条　発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して受注者に必要な指示を与えることができるものとする。

（再委託の禁止）

第11条　受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。

　（解除等）

第12条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

　(1) 受注者がこの契約に違反したとき。

　(2) 受注者の委託業務の処理不適当と発注者が認めたとき。

　(3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

２　前項第１号に掲げる事由に該当したためこの契約を解除されたときは、受注者は、委託料の100分の10の金額を違約金として、発注者に支払うものとする。

３　第１項第２号及び第３号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、受注者は発注者にその損失の補償を請求することができない。

　（契約の費用）

第13条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

　（信義則）

第14条　発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

　（疑義等の決定）

第15条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。

本書の電磁的記録への発注者と受注者の電子署名日が第２条に定める委託期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は委託期間の開始日から生じるものとする。

　　令和　　（　　）年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　発注者　　　栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高根沢町長　　神　林　秀　治

　　　　　　　　　　　　　　　受注者